

「水道料金分割徴収」説明書

毎月の支払額を抑える観点から、「水道料金分割徴収」制度がありますので、この説明書をよくお読みいただき、所定の申出書によりお申し込み下さい。

なお、詳細については料金課（0178-70-7010）までお問い合わせ下さい。

1.適用時期について

新たに使用開始された場合は、口座振替登録後の手続きになります。

既に口座振替のお客様は、原則として次回の料金から適用されますが、受付日の関係で次々回になる可能性もあります。決定通知でご確認ください。

お申し込み、または解除は随時受け付けます。

使用期間が短い場合などは、分割できないときがあります。

2.振替日について

水道使用水量のお知らせ（検針票）では、「前期振替予定」・「後期振替予定」という表示でご案内します。

3.申し込みできない条件

支払方法が納入制の場合。

納期限を経過した水道料金がある場合。（受付後に未納が発生した場合も解除されます。）

水道料金生活保護減免が適用されている場合。（受付後に適用された場合も解除されます。）

4.分割払いが解除される条件

前期分が、前期振替予定日と追加振替日に振替できなかったとき。

後期分が、後記振替予定日に振替できなかったとき。

生活保護減免が適用されたとき

水道料金の支払方法が、納入制に変更されたとき。

給水契約を解除（精算）したとき。

お客様から解除の申し出があったとき。

お客様からの依頼で納入通知書を発行したとき。

5.分割払いが解除されたとき

解除通知を郵送します。ただし、解除（精算）のときは送付されません。

再度分割払いをご希望のときは、お申込みが必要です。

6.口座振替割引について

口座振替割引は、前期分の料金から割り引きますが、前期分の料金が50円に満たないときは後期分から減額することもあります。